

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

事	疑義解釈資料の送付 (その 52) (6/28 保険局医療課)	p.65
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (6/30 告示 222)	p.65
通	「特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部改正に伴う特定保険医療材料 (使用歯科材料料) の算定について」等の一部改正 (保医発 0630-1)	p.65
他	オンライン資格確認等システムの表示等について (周知依頼) (6/6, 6/9 保険局医療介護連携政策課等)	p.65
通	令和 5 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施 (医政発 0619-8)	p.66

*本欄で示す「p.00/p.00」は、原則「診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2022 年 4 月版/2023 年 4 月増補版」ページ数です。



事 疑義解釈資料の送付 (その 52) 令和 5 年 6 月 28 日 保険局医療課事務連絡

【解説】2022 年診療報酬改定の疑義解釈に関する事務連絡が発出されました。

【生殖補助医療管理料】

問 1 B001 の「33」生殖補助医療管理料、

及び K838-2 精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

答 現時点では、令和 5 年 6 月 28 日に子ども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

告 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 令和 5 年 6 月 30 日 告示第 222 号

【解説】先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の告示が更新されました。7 月 1 日からの適用です。

(p.1545 左段 21 行目/p.1564 左段 15 行目の次に挿入)

71 生体肝移植術〔切除が不可能な転移性

肝がん (大腸がんから転移したものであって、大腸切除後の患者に係るものに限る)〕

通 「特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部改正に伴う特定保険医療材料 (使用歯科材料料) の算定について」等の一部改正 令和 5 年 6 月 30 日 保医発 0630 第 1 号

【解説】特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部が改正されました。7 月 1 日からの適用です。

(p.967 右段下から 20 ~ 18 行目/p.975 右段下から 10 ~ 8 行目、下線部訂正)

→人工膝関節用材料の定義

【機能区分の定義】

③大腿骨側材料・全置換用材料 (間接固定型)・特殊型: 次のいずれにも該当。

オ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が (中略)

i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金である。

ii 材質又は表面コーティングが窒化チタンニオブである。

(p.975 右段下から 28 行目/p.983 右段下から 20 行目、下線部訂正)

→髓内釘の定義

【定義】次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、(中略)「体内固定用肋骨髓内釘」、「体内固定用腓骨髓内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」である。

他 オンライン資格確認等システムの表示等について (周知依頼) 令和 5 年 6 月 6 日、9 日 保険局医療介護連携政策課、 医療課、医薬・生活衛生局総務課

【解説】6 月 6 日に、オンライン資格確認等システムに「資格 (無効)」や「資格情報なし」と表示されることにかかる Q&A の事務連絡が発出され、同月 9 日、当該事務連絡に記載した問合せ先について一部訂正が発出されました。

(6 月 9 日発出資料で下線部訂正)

(前略)

・ 別添 Q&A に示されているような事

案が生じた場合には、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する問い合わせ先のマイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178) ※1 でお問い合わせを受け付けていること

・ 医療機関等の問い合わせについては、オンライン資格確認等コールセンター (0800-080-4583) ※2 でも受け付けていること。

・ 資格情報が「資格 (無効)」または「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従来の紙の処方箋による対応をお願いしたいこと

につきまして、併せて周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

※1 受付時間 (年末年始を除く) 平日 9

時半～20時、土日祝9時半～17時半

※2 受付時間（年末年始を除く）平日8

時～18時、土8時～16時

（参考：掲載ページ URL）

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について Q21（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/new-page_08277.html#Q21

- ・オンライン資格確認 QA 集 Q21（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/new-page_24976.html#Q21

- ・マイナンバー総合フリーダイヤルについて

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>

- ・医療機関等向けのオンライン資格確認等コールセンター

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/post-7.html>

（別添）オンライン資格確認の表示に関する Q&A

Q 医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか。

A 転職等により医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。事業主から保険者への届出は5日以内とされており、また、今般新たに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにしていますが、現在、新しい保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要するのと同様に、データ登録まで

には一定の期間を要するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。

また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、保険者において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。

※資格情報が「資格（無効）」「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従前どおり紙の処方箋により対応いただくようお願いいたします。